

社会福祉法人こまどり福祉会理事会等報酬規定

第1条 この規則は社会福祉法人こまどり福祉会の理事会、監査、役員会、評議員会等の、鹿児島市等の実施する指導監査等の立ち会い及び宿泊を伴わない在勤地内研修会他に出席した役員等に対して支給する報酬に関し必要な基準を定めるものとする。

第2条 報酬の種類は車賃、日当等を含めたものを一律に報酬とする。

第3条 報酬の額は一日につき11,990円とする。(内、1,990円は源泉所得税)

ただし、入札立ち会い等2時間程度の用務の場合は日当5,995円とする。(内995円は源泉所得税)

第4条 この規定に定めのない事項については施設の定める給与規定を準用する。

附 則

- 1 この規則は平成12年 4月 1日から適用する。
- 1 この規則は平成15年 4月 1日から適用する。
- 1 この規則は平成16年 1月 1日から適用する。
- 1 この規則は平成18年 4月 1日から適用する。
- 1 この規則は平成22年 4月 1日から適用する。
- 1 この規則は平成22年11月26日から適用する。
- 1 この規則は平成24年 4月 1日から適用する。